

日高福第171号  
令和3年(2021)年5月20日

市内介護サービス事業所管理者様

日光市健康福祉部高齢福祉課長

介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応について(通知)

このことについて、令和3年3月19日付け(老高発0319第1号、老認発0319第1号、老老発0319第1号)厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長連名の通知及び令和3年3月30日付け(高対第1377-1号)栃木県健康福祉部高齢対策課長の通知に基づき、別紙のとおりとしますので、遺漏のないようよろしくお願いいたします。

なお、主な変更内容及び留意事項は下記のとおりです。

記

1 変更点

- (1) 怪我の程度については、医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何れかの治療が必要となったものは、原則として全て報告すること。
- (2) 報告様式は別添「事故報告書」よること。
- (3) 当該取扱いは、令和3年6月1日以降の報告から適用すること。

2 留意事項

- (1) 栃木県健康福祉部高齢対策課長の通知により、「事故報告の第1報について、少なくとも報告様式内の1から6までの項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること」とあるが、日光市では、従来どおり、事故発生後、速報として市へ電話連絡とするため、事故報告書(第1報版)の提出は不要とする。
- (2) 提出方法について、事故再発防止のための改善策に関する報告に関する書類は、窓口持参や郵送による受付のほか、メールでの提出も可能とする。なお、受付可能なアドレスは送受信ともに限定されることから、詳細は別紙を参照。

日光市高齢福祉課介護サービス係  
TEL : 21-5100 FAX : 21-5105  
MAIL : nikko-kaigorenraku@city.nikko.lg.jp